

大東亜戦争と知識人(九)

——昭和前期の政治学——

大塚 桂

- | | | | |
|---|----------------------|-----|---------------------|
| 一 | 問題の所在 | 一〇 | アカデミズムの変容(以上第七卷第一号) |
| 二 | 学問の自由と国家権力(以上第五卷第四号) | 一一 | 戦争と政治学者 |
| 三 | 日本主義社会学 | (1) | 蠟山政道 |
| 四 | 日本主義哲学(以上第六卷第一号) | (2) | 今中次磨 |
| 五 | 日本主義経済学 | (3) | 戸沢鉄彦(以上第七卷第二号) |
| 六 | 日本主義法学(以上第六卷第二号) | (4) | 黒田覚 |
| 七 | 国体・高度国防国家(以上第六卷第三号) | (5) | 鈴木安蔵 |
| 八 | 日本主義政治学 | (6) | 内田繁隆(以上第七卷第三号) |
| 九 | 国体学(以上第六卷第四号) | | |

(7) 田村徳治

田村徳治は戦前において京都大学における最初の行政学講座担当者であり、東大の蠟山政道とならび称せられた。

大東亜戦争と知識人(九)(大塚)

田村は『行政機構の基礎原理』(一九三八年)にあつて、「万世一系の天皇の統治し給ふ日本の国体は、ますます制度的に顕揚せられるべきである。それは、日本にとつて極めて自然であり、又日本国民の何人にとつても欣求せられるべきところであるのみならず、日本が世界の文化史において有ち得る最大の異彩であり、又日本国民の世界のあらゆる国民に対して誇り得る高最の道義である」と述べて、天皇統治、国体、文化を高揚していた。

『新政治体制の目標』(一九四〇年)にあつても、田村の基本的な立場は変化していない。

「わが国は(イ)本来、皇室を中心とした大家族に依つて発達し、いはばこの大家族の発達から成つたものであるから、そこには、強い血縁意識が支配して、国民の尽忠報国の念が厚く、殊に一旦緩急あれば、義勇奉公の精神に燃えて、協力融和の旨とするから、大変革に対しても偉大な強靱性を發揮するのみでなく、(ロ)一系の天皇が君臨せられて、万世不易であり、しかも肇国の本義が『むすび』・『いやさか』などの人口に膾炙する用語が示すやうに生々発達主義即ち生発主義で、崇高この上もなく、天皇は、この肇国の本義を顕現せられ給うて、至仁至慈の叡慮を垂れさせ給ふ。」

田村は政治学者のなかでは比較的早く時局に対しての見解を開陳していた。まず、田村は東亜共栄圏の確立を主張している。

「新東亜勢力圏がその存在を強固にし、そのよい意図を実現するためには、その中核を為す日本・満州・支那などが、先づ同心協力して、東亜の繁栄を招来し、世界の繁栄に貢献するための大活動を開始しなければならぬ。」

そのためには、国内体制が確立していなければならない。田村は、国民戮力体制というタームを用いて、以下の

ように説明した。

「国民的結集において、(イ)その同心の状況が、深められ高められて、共同の目標の達成に関して、一心一体の如き状況にまで達したときに、その国民的結集は、国民的結束体といはれ、(ロ)又その協力の状況が高められ、深められて、人々がその地位と力量とに応じ、共同の目標の達成のために精励恪勤するに至つたときに、それは、国民戮力体といはれる。国民結束体乃至国民戮力体が成立したときに、国内の諸勢力の糾合は、始めて完全と為る。⁽⁴⁾」

田村にいわせれば、国民戮力体制は高度国防国家の必然かつ絶対的な前提条件となる。

「国民戮力体の固成は、『高度国防国家の体制を整へる』ための必要、且充分な条件である。⁽⁵⁾」

田村もまた国民の政治参画と運動が、現代にあつて要請されていると考えている。

「大多数の国民は、国家組織の外に、そして国家からは相互に何らの連絡をも与へられないまゝに、雑然として存する。国民組織の高唱は、先づこの雑然として存する国民に組織を与へ、次に、できるなら、かくて組織化せられた国民大衆と、国家の組織即ち国家機関の複合との間に適当な連絡を与へ、もつて国民戮力体の固成を完全にしやうとするものである。⁽⁶⁾」

国民戮力体制は、国民と国家との連関に基づく。ところで、国家とはなんであろうか。田村は「くに」に関して考究している。田村は「くに」を国家社会と認識している。この時期、政治概念論争が展開されたことがあるが、田村の理解は潮田江次と相似している。田村は、

「『くに』即ち国家社会が、その地域的範囲即ち国土において、国家の地域的範囲即ち領土とほぼ合致し、その

中に、国家及びその他の公共団体を初めとして、政党・教団・企業団体などを重疊的に共存せしめ、否、更に、別個の観点からすれば、民族・階級・仲間(同職業人・同僚)・師弟・友人関係などをこれらの重疊的共存において内含する社会」

と解釈した。

くにII国家社会にあつて、公共団体が存在する。

「『くに』におけるあらゆる個体の中で、最も力強いそして重大な活動を営むものは、団体であるが、団体の中で、最も力強いそして重大な活動を営むものは、人類全般の生々発達を実現する使命即ち公的使命を公認せられている公共団体である。」⁽⁸⁾

具体的には、公共団体は、「国家・地方・団体及び公共組合の三種が存する」⁽⁹⁾。国民運動は、この公共団体との関係によって繰り広げられなければならない。

「国家の事務即ち国務の遂行に国民を参加せしめ、その協力を得るといふことであつた。しかも、この協力の要求は、…殆ど専ら行政の方面に存した。」⁽¹⁰⁾

田村は、大政翼賛会が設立され、その存立基盤や性格に関して種々の議論がなされるなかで、同会を政事公団として位置付けている。

「今日、日本においては、高度国防国家実現のための種々の努力、なかんづく、いはゆる新体制の採用・国民組織の樹立・大政翼賛運動の実施などに現示せられているが、これらは、畢境するに、政事公団を俟つての問題に外ならない。」⁽¹¹⁾

田村の説明を、さらに聞いてみよう。

「政事公団とは、政治上の主義について意見を同じくする者が協力一致し、その所属員を主として行政機関に送り、その政見を実際に実現しようとする多数人の団体の中で、その公的使命の達成する性質を公認せられたものをいふ。大政翼賛会は、即ち政事公団に外ならない。」⁽¹²⁾

政事公団は、行政機関の役職者を推戴することを主たる役目とする。これにより、国民戮力体は完全になる。

「政事公団の現実の努力が主として執行機関選定への協力に集注せられるとすれば、それにこれを認めることは、極めて事宜に合する。政事公団に行政大臣・府県知事・市町村長の候補者を推挙し、もしくは出さしめることは、政事公団の構成員即ち所属者に大なる希望を与へるから、その努力に熱意を加へ、その所属員を増す。かくて、政事公団の動脈乃至神経は『くに』の津々浦々にまで及ぶ。国民戮力体は、かくて、完全に固成せられ、上意下達及び下意上達はかくて、円満に行はれる。一君万民・皇運扶翼の国体乃至国風は、これに依つて、ますます現実にその精華を發揮する。」⁽¹³⁾

「日本においても、国民が行政へ参加することに依つて、万民輔翼の臣道を一層有効に実現したいとする念願は、極めて熾烈なものがある」⁽¹⁴⁾、そこで、「政事公団をして執行機関の選定に協力せしめ、かくて、国民をして、必ずしもかれが官吏たる」状況が、万民輔翼の真の有り様である、と田村は理解した。

- (1) 田村徳治『行政機構改革の基礎原理』弘文堂書房 一九三八年 二三五頁。
 (2) 田村『新政治体制の目標』立命館出版部 一九四〇年 二二〇―二二二頁。

- (3) 同上七頁。
- (4) 同上二〇頁。
- (5) 同上二〇頁。
- (6) 同上二三頁。
- (7) 同上六二頁。
- (8) 同上六九頁。
- (9) 同上七〇頁。
- (10) 同上二二二頁。
- (11) 同上二二三頁。
- (12) 同上二五一頁。
- (13) 同上二七三頁。
- (14) 同上二七二頁。

(8) 吉富重夫

吉富重夫は『国防国家体制論』(一九四二年)にあつて、克明な議論をしている。そもそも、「国防国家は、近代法治国家の原理に対する批判としての意味をも同時に有するものであることを知る⁽¹⁾ことができる」と叙述している。つまり、積極政治が展開される余地ができていくというのである。

「国防国家とは、…国防目的の下にあらゆる部面の政治力の統合せられたる国家である。国防国家は、現存の国際的危機打開を主たる理由として成立したものであるが、このことは現存の戦争が単なる武力闘争ではなくし

て、全体戦。総力戦であることをしめしている。∴それは従来国家政治の範囲外におかれていた経済・文化・教育あるひは宗教のごときが、さらには広く国民の私的生活の大部分が直接国家政治の対象としてとり入れられるとともに、従来国家政治において単に消極的側面として考へられ、国家の積極的側面たる福祉助長行為と対立せしめて考へられた国防が、却つて逆に国民福祉を擁護する唯一の基礎条件となつたことを意味するのである。⁽²⁾」

日本にあつて、高度国防国家が政治的な課題となつたのはいつの段階であらうか。

「わが国最近の現実政治の動向の概観がしめすがごとく、わが国において国防国家体制確立の要求が漸次明確にせられるにいたつたのは、第一次近衛内閣末期においてであつたが、それが国家的要求として制度上に具体的表現をとるにいたつたのは第二次近衛内閣においてであつた。第三次近衛内閣はその発展をめざし東条内閣は、過渡的形態においてはであるがその一応の確立をなした。ここにわが国における国防国家体制が、暫定的例外的性格のものでなく、恒常的体制たることの現実的基礎が与へられたのであり、古き自由主義体制は漸次その基礎を變ふるにいたつたのである。⁽³⁾」

高度国防国家は、大政婦一の精神を付度して構築されなければならない。

「国防のためにあらゆる機関がその努力を向け戮心協力する体制を国防国家体制とするならば、それは正に憲法本来の精神を發揮するがごとき方向において確立せられねばならぬ。あらゆるものが大政に帰一するところにわが国における国防国家体制の本質的性格が存する。⁽⁴⁾」

吉富は、天皇統治と君民関係の一体化を理想としているのがわかる。国防国家体制は、国家と国民との関係の緊

密化が前提となる。

「国防国家体制完備の要求が、政治の強力性の要求となることはいふまでもないが、政治の強力性とは、国家権力が国民の総意をその現実的基礎とすることに他ならぬ。この意味において、またわが国の政治機構の現実的構造において、強力政治とは、政府と議会との緊密なる一体性を確保することはいふまでもない。∴議会制度の現実的基礎たる政党勢力を他の勢力によつて代ふる必要の存することは当然である。」⁽⁵⁾

政府と議会を連携させるものは、政事公団である。

「われわれの最も聞くべき政党改造案は、田村博士による政事公団設立の提唱である。」⁽⁶⁾

吉富にしたがえば、政事公団により、政府と議会との有機的な連絡が実現されるのである。

「現在のわが国の客観的政治情勢は、政府と議会とが相互に分離・対立して、牽制・監視するの關係に立つことを許さない。∴国防国家体制完備の要求にしたがふ政治の強力性を實現するがためには、むしろ政府と議会とが一体となつて共同の目的の達成にすむべきことを必要とする。∴政府と議会との有機的連絡を計ることが、現実の要求とせられているのである。」⁽⁷⁾

「満州事変以来わが国最近の現実政治を特色づけたる非常時態勢の進展は、国際政治的には、東亜における新秩序の建設を、国内政治的には、それに対応する国防国家体制の完備を、わが国喫緊の使命として課するにいたつた。国防国家体制の完備は、何よりも政治の強力性を實現するの要求となつて現れたのであるが、このためには、まづ執行的側面における強化として、国家総動員法の制定による広汎なる法律の委任、昭和十四年勅令第六七二号の発布による総動員法等の施行の統轄の確保、企画院の設置による高度の行政統合の實現、などがなされ

たのであり、他方執行的側面の強化に照応して、昭和七年以来の議院内閣制度の運用停止、議会の機能低減がみられたのである。しかしながら、国防国家体制完備の要求を、最も大かぎりに現実化せむとしたものは、最近の大政翼賛会の設立に伴ふ運動であつたといふことができる。⁽⁸⁾

吉富は大政翼賛運動を評価していた。

- (1) 吉富重夫『国防国家体制論』立命館出版部 一九四二年 一九頁。
- (2) 同上 一九頁。
- (3) 同上 二九頁。
- (4) 同上 三三―三四頁。
- (5) 同上 五八頁。
- (6) 同上 六五頁。
- (7) 同上 八四頁。
- (8) 吉富『行政機構改革論』日本評論社 一九四一年 一頁。

(9) 中島重

中島重(二八八八―一九四六)は高田保馬とともに、日本における多元的国家論研究の先駆者であつた。国家の相対的な理解を示していた中島であつたが、戦時期になるや国家の地位を絶対視する傾向が出始めてくる。

中島は『国家原論』(一九四一年)にあつて、以下のような記述が際立っておおくなってくる。中島は、「日本国家も亦、科学的認識としては、職能的共同団体と観なければならぬのであり、且つ十分観得るものであると著者は

信ずる⁽¹⁾」としながらも、日本主義的な政治学の一端を垣間見せる。

「しかし日本には重大なる特色がある。日本国家に於ては、建国の始めより万世一系の皇室がましまし、天皇の御稜威と御仁慈とに依り統治せられて居るといふ特色がある。即ち基礎社会たる民族の中心に、皇室が在り、皇室の首長にまします天皇と、国家元首にまします天皇とは区別すべからざる同一の天皇である。故に日本国家は、之を科学的要請から職能的共同団体と認識すべきであるが、日本国家は天皇統治の下に、皇室を中心とする全体社会の為に、職能活動を為す所の職能的共同団体であると認識すべきであると信ずるものである。」⁽²⁾

民族(社会)の中心に天皇があるという認識は、中島の『多元的国家論』(一九二五年)段階ではみられなかった部分である。全体社会にあつて、ひとびとは天皇と直接的な結びついている。そこに、日本という民族国家がみられるわけである。

「皇室を中心として民族国家が出来たといふことは、皇室の御稜威の然らしむる所であり、我特殊なる国情の然らしむる所であつて、民族国家実現の事例中、我国のみに見る特色であると言はねばならぬ。民族国家とは、封建の割拠分立と上下の階級身分とが廃止せられて、すべての公の民であり、一君の臣民であり、国家の一員としての国民である所の近代の国家をいふのであつて、民族とか国民とかいふことが、厳密なる意味に於て始めて言はれ得、それを基礎とし、その政治的表現としての統一的組織団体としての国家が、実現せられて居る状態をいふのである。」⁽³⁾

中島の時代認識としては、いまや高度国防国家建設の時期に至つたという点にある。

「短時日の間に民族国家初期の状態より自由主義へ、自由主義よりデモクラシーへ、更に又高度国防国家へと

進まねばならず」⁽⁴⁾

中島は、大東亜共栄圏、聖戦、日本を中心とする世界社会の実現などの主張も展開している。

「今や第二次世界大戦のさ中であり、人類の歴史は大転換期に逢遭して居ると言はれて居る。我国又『東亜共同体』乃至は『東亜共栄圏』を実現せんとして既に聖戦第五年目に及んでいる（昭和十二年に始まり昭和十六年現在に至る）。我日本民族が実現したる東亜の民族国家を中心として、東洋全体が一体に纏ることが出来、日本人が今までに到達したる水準を出発点として、東洋の新文化を創造することが出来、以て世界社会の実現と人類新時代の文化創造とに貢献することが出来るならば、我等日本国民の世界歴史上に於て演ずる役割は正に無比なるものであるといつても過言ではないと思ふのである。」⁽⁵⁾

多元的国家論はイギリス自由主義の系譜に連なるが、その問題に造詣が深い中島であつてさえ、日本主義的政治学の色彩を強く帯びてきていた。

- (1) 中島重『国家原論』三笠書房 一九四一年 一四二頁。
- (2) 同上 一四二頁。
- (3) 同上 二四六頁。なお、多元的国家論者としての中島に関しては、拙著『近代日本の政治学者群像』勁草書房 二〇〇一年 参照。
- (4) 同上 二四八頁。
- (5) 同上 二四九頁。

(10) 平野義太郎

平野義太郎(一八九七—一九八〇)は戦前よりマルクス主義法学者として知られていた。とくに、『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(有斐閣、一九二四年)、『法律における階級闘争』(改造社、一九二五年)昭和五年には治安維持法違反で検束されたが、昭和一五年以降東亜研究所を研究の拠点として中国農村調査にあたり、やがては東南アジア研究をおこなうようになった。平野はまた満鉄調査部とも関係をもち、東亜研究叢書の刊行に尽力した。さらに、平野は、太平洋協会調査局長として活躍した。同協会は、日本政府の国策に資するための出版事業をおこなう団体であった。そのようなことから、平野は『民族政治学の理論』(日本評論社、一九四三年)の著作を出版した。

「わが民族政策の根本理念は、日本を盟主とする大東亜共栄圏の建設に向つてアジア諸民族を積極的に協力せしめることにより自給自足の広域経済を確立し、米英の国際的侵寇に対しては、軍事的に共同防衛し、各民族をして分に応じ能に従ひ各その処を得しめ、経済的に有無相通じ地域的に近接するわれら兄弟諸民族が善隣友好し、従来かれらの心の中に浸潤せる米英思想を払拭し、東亜人の東亜を建設する自覚を以て精神的にも文化的にも相契合し、大東亜を興隆せしめるにある。こま民族政策の理念は、その根本において、わが建国の『掩八紘而為宇』、近く明治維新における五箇条の御誓文に際して賜つた御親翰に『艱難辛苦を問はず、四方を経営し、汝億兆を安撫し、遂には万里の波濤を拓開し、国威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置く』ことを根本精神とする。」⁽¹⁾

平野は大東亜共栄圏の建設を推進すべきだとするが、そもそも同政策は五箇条の御誓文の方針を発展させたものであるという。さらに、平野の発想の根底には、国学的な大本国論がある。

「諸民族を糾合団結し、大東亜の一体基盤を工築すべき民族指導・統治こそは、盟主、日本に課されている最

大の任務に外ならぬ。」

「日本を盟主として太平洋圏諸民族を糾合すべき明治期の機運は、…今や大東亜戦争によつて現実に実現されつつある。然らば、この南方諸民族を糾合団結すべき民族指導・統治こそは、盟主、日本に課されている最大の任務に外ならぬ。」

日本は東洋の諸民族をいつくしみ、はぐくむべき役割と使命があるというのが、平野の考え方なのであろう。

「日本人には人種偏見がない。…日本人は原住民に対して民族的蔑視を懐かぬどころか、原住民を骨肉同胞として兄が弟をみるやうな親しみを感じる。『博愛衆に及ぼせ』といふ思想は、すべての日本人の心に侵み込んでゐる。四海皆兄弟なのだから兄弟の如くに同情相憐み艱難相救ひ、大東亜の行進民族を育成指導すべしといふことは、明治期における興亜精神が民族指導に具現した武士道の道義的原理であつた。」

「アジア人といふ日本民族と南方圏諸民族との間に共通な感情、人種的・文化的相属性の情緒（まだ意識にまで発展してゐない）に基く親しみ、自然発生的な協和性は、オランダ人やイギリス人アメリカ人が、原住民との間に醸し出すことのできなかつた雰囲気である。だから、この協音は今後南方民族指導の基調になつてよいであらう。」

平野は『民族政治の基本問題』（小山書店、一九四四年）にあつて、大東亜戦争の意義について以下のように説明している。

「大東亜戦争の戦争目的は、第一に我が帝国の自存自衛のためであり、第二に東亜の安定を確保することであり、そして究境において世界各国がその処を得、相倚り相扶けて、万邦共榮の樂を偕にせんとするに在る。…し

かるに、米英国は、かかる世界平和の根本要義を無視し、アングロサクソンの民族的優越感及びかれらに固有する例の利己的立場から、自国の繁栄のためには、他国家・他民族を抑圧し、特に大東亜に対しては、厭なき侵略と搾取とを敢へてし、本来一のなるべきアジアを四分五裂して、その安定を根底より覆さんとした。大東亜戦争の原因は正にここに存する。⁽⁶⁾」

米英両国のアジアにおける支配の打破とアジア諸民族の解放こそが求められてるのである。

「大東亜の各国家各民族は大東亜戦争の完遂なくしては、大東亜の共栄圏なく、東亜におけるいかなる国の生存そのもの・自主独立・繁栄もありえない。⁽⁷⁾」

大東亜戦争は、東亜における自主独立を実現するアジア諸民族の戦いである。

「日本の民族指導及び統治の理念はこの米英蘭の種族的優越に基く搾取的植民政策と異り、八紘為宇の大精神に基き原住民をして各能に応じ分に従ひその処を得しめ、進んで自然に中核たる日本の聖業を輔翼するやうに導き、かれらをして大東亜興隆の榮譽を相俱に享受せしめんとするにある。従つて米英蘭の如き民族的優越感や外形的権威によりその統治民族の優秀卓越を会得せしめんとする統治方式と異り、日本人は日本の道義感により米英蘭の愚民政策に対し積極的転換を行ひ、原住民をしてアジア的意識を覚醒し、当用の道義的信頼を獲得し、日本に対する尊敬を捧げしめることが肝要である。かくして、日本民族の優秀性をしてかれらをして体得せしめることによつて、信頼と尊敬とを勝ち得べきである。⁽⁸⁾」

日本は、東亜の諸民族を善導する歴史的使命がある。

「日本国家の優越性を証明すべき究極の道は、専ら戦勝にある。従つて、日本国家の優秀性を会得せしむべき

大道は、…帝国の戦力増強と作戦の遂行とに原住民を全面的に動員協力せしめ日本が勝つにある。⁹⁾日本は戦争に勝利するためには、東亜の民族を動員すべきである。

「日本は強者として、また親(親邦)として、家長として弱者を扶け子供を慈しみ、後進民族は日本を強者として尊敬し、子邦としては親に仕へる気持で信頼し、家長たる日本の指導によつて進歩発展し、日本によつて幸福と繁栄とを享受することができると安心しているから、欧米流の植民地と本国との反目も離反もなく、渾然融和した生活が家族主義的広域圏において営まれてゆく。これが、日本の民族指導の原理である。¹⁰⁾」

平野は民族指導の原理を、日本(親)⇨諸民族(子)という関係性に基礎付ける。これは、日本国内における家族国家論の外交バージョンへの転換に他ならない。とすれば、大東亜共栄圏の中心には、天皇が位置付けられるのはいうまでもないことである。

「大東亜法秩序の根本理念は、皇国が八紘為宇の精神に則り、生成発展の永き建設過程における国生み、修理固成の大義に基き、アジアの諸民族・諸邦の間に共存共栄の法秩序を歴史的に展開してゆき、万邦をして各その処を得しめ、且つ兆民をして悉くその堵に安ぜしめるにある。アジア植民地態勢の先駆者は日本であり、アングロサクソンの帝国主義的旧世界秩序打開の創始者は日本であつた。大日本といふ主体なくしては、アジアの自覚はあり得ず、アジアはもつとみじめな隷従的地位に甘んじていたであらう。されば、アジア復興の主体的行動の基本となり起動力と推進力となるものは実に日本である。¹¹⁾」

このように平野はマルクス主義から日本主義へと転向している。「戦前の近代天皇制国家における最高の知識人の頂点に位置し、法学・経済学・歴史学の分野で多大の業績を出した稀有のマルクス主義学者が、『大東亜戦争』の根

本原理であった『大東亜共栄圏』の思想を理論的に裏づける著作を公表したとして冷徹なる事実⁽¹²⁾が指摘できるのである。平野の転向については、偽装転向戦術論という解釈がでてきた。平野は自身につきまとうマルクス主義者としての評価ならびに検挙の危険に對して、民族政治学を主張し戦争賛美をすることで回避しようと思図していたとの好意的な解釈である。しかしながら、自己内部での処理ならばともかくも、国策をあおり、それに協力する見解を公にしていた以上、多くの民衆を惑わし混乱に陥れた知識人としての責任はまぬがれない。

南原繁や矢内原忠雄が戦争末期の平野の著作に對して、しかるべき自己批判をおこなうべきだと述べていた。平野はこの批判に對して、「本当の自己批判というものは、一片の文書によつてではなく行動によつてのみ明らかになれるものであり、人間の評価は棺をおおつてきまるものである」旨の考えを示していた⁽¹³⁾。実に、日本的な考え方である。しかしながら、平野自身の言葉で当時の思想と行動に關しての説明を残しておくことも、人間の評価につながるわけだし、学界にとつて反省と警句となることは明らかである。とくに、弁明にこれつとめるのではなく、歴史的事実として後世に残すべきと思う。

なお、平野は戦後一九六八年に竜谷大学法学部が開設されるや、「国家論」担当教授となつた。戦前の天皇制国家への盲信的崇拜ではなく、科学的究明こそが必要であるとの信念を平野は語つていた⁽¹⁴⁾。これは、平野自身の反省からする信念であつたといえようか。

(1) 平野義太郎『民族政治学の理論』日本評論社 一九四三年 三頁。

(2) 同上 一八頁。

- (3) 同上六七頁。
- (4) 同上六九頁。
- (5) 同上七〇頁。
- (6) 平野『民族政治の基本問題』小山書店 一九四四年 一頁。
- (7) 同上二頁。
- (8) 同上二九―三〇頁。
- (9) 同上三〇頁。
- (10) 同上三二頁。
- (11) 同上二四四頁。
- (12) 松尾章一「大阪事件研究再論」平野文庫編『平野義太郎著作についての書評集』白石書店 一九九一年 二四二頁。
- (13) 守屋典郎「平野義太郎氏の中国研究」『同書』三〇九頁。
- (14) 「補遺」『同書』三五六頁。

(11) 新明正道

新明正道は、そもそもは東大政治学科の卒業生であった。関西学院大学に赴任後社会学に転じたが、『政治の理論』(昭和一六年)をはじめとして政治学や政治社会学の著述をものしていた。新明は政党内閣制、議会政治の慣習を改めるべきだとした。

「従来の政治の観念は専ら議会乃至政党的表面において構成されて来たものであるが、かうした政治の観念は今日では必然的に修正されるべき運命にある。」⁽¹⁾

新明は新体制の確立を期さなければならぬと考えている。

「新体制の目指すところ、利益的分裂、国家と経済との分離をもたらした旧体制を打開して、国民的協同を端的に生かす強力な全体的な体制を樹立しようとするにある。その先づ目標としなければならないのは、旧体制において無力化せられた国家と政府の機能を強化し、狭隘化せられた政治を全社会の組織的な統制と同一のものに拡大することである。新体制の企図するものが議会と政党だけの革新に止まり得ないことは、明瞭である。新体制は政治を狭義の政治を越えた広義のものたらしめ、国家と政府の統制的組織化の範囲を社会の全体に及ぼすものでなくてはならぬ。新体制が国民組織を問題とする理由は茲に存している。議会や政党の改革はこの基礎的な組織化を欠くかぎり、新体制的な意義を帯びることは出来ないのである。」⁽²⁾

新明は国民組織化、統制化が急務であると認識している。

「我々は新体制の構想において結局国家の経済に対する統制機能の拡大と強化、政府乃議会乃至政党に対する権力の増大を考慮しなければならない、∴旧体制の成就し得なかつた国民的協同を実現し、国家をして対内的に国民生活の維持向上を、対外的に国防能率の増大を可能ならしめる。」⁽³⁾

具体的に、新明は大政翼賛会体制の推進を企図した。

「大政翼賛会の本質は∴新体制の眼目をなす大政翼賛の国民組織を建設する中核的な推進力として働くところに存している。」⁽⁴⁾

新明は対外的には、大東亜共栄圏の樹立を求めていく。

「我々は各国民の発展的な帰結として東亜的連帯の組織を構成するのが当然であつて、これによつて我々は東

亜において世界史の新しい頁を書き誌すことに成るのである。⁽⁵⁾

日本は、東亜新秩序にあつて、積極的な役割を果たしていくべきだとする。

「東亜新秩序：の目標とするところは、東亜永遠の安定と平和を確保するにあり、そのために日本が率先して日滿支の互助連環的な体制の実現を提唱したものであることは、東亜新秩序建設の究極的な意義を考へるもの当然前提とすべきことである。⁽⁶⁾」

新明の国際認識として、ソビエトを脅威として把握している。

「東亜新秩序建設のためにあくまでも反共性を明確にしてゆかなければならない⁽⁷⁾」

「共産主義はすでにその原型がソ連によつて与へられていているものと説いていたのであつて、その企図するところは結局ソ連の実質的な拡大に他ならないものである。：我々は今日においてもはや共産主義一般は存在せず、これが明確にソ連的な原理となり、対外的にソ連の膨張政策の手段に化していることを認めなければならぬ。⁽⁸⁾」

そのためには、共産主義思想を一掃し、ソ連の膨張主義に対抗しなければならぬ。

「我々は東亜新秩序にとつて反共性はすでに運命的なものにまで押し進められ、切り離すことの出来ないその内的な意味をなしていると考へざるを得ないのである。⁽⁹⁾」

山本鎮雄は『新明正道』（東信堂、二〇〇〇年）にあつて、「近衛側近や近衛文麿のブレントラストとして昭和研究会と同じく、新明もまた当初は国民の政治的自発性を喚起し、広範に国民を基盤とした強力な国民組織を作り、暴走する軍閥・官僚に対抗し、近衛を中心にした国民指導部の結成に期待し、日中間の早期平和のために論陣を張り、世論を形成しようとした。しかし、新明はミイラ取りがミイラになつたように、やがて日本を破滅に導く国家

権力に追随したのである⁽¹⁰⁾、と批判した。

また、山本は「新明はイタリア・ファシズムやドイツ・ナチズムについて深く、かつ広く認識したことが、かえって特殊日本型ファシズムを深く、かつ広く誤認したのである。そのために、…新明は高度国防国家と東亜新秩序の建設、東亜協同体の実現をめざして、積極的に政治・思想評論を展開した⁽¹¹⁾」と、説明している。

新明もまた国民組織ならびに大東亜主義を主張していたのは、確かなことであつた。

- (1) 新明正道『政治の理論』慶応書房 一九四二年 七〇―七一頁。
- (2) 同上七三頁。
- (3) 同上七五頁。
- (4) 同上九九頁。
- (5) 同上二四八頁。
- (6) 同上二五二頁。
- (7) 同上二五五頁。
- (8) 同上二五八頁。
- (9) 同上二六六頁。
- (10) 山本鎮雄『新明正道』東信堂 二〇〇〇年 九四頁。
- (11) 同上五九―六〇頁。

(12) 岩崎卯一

岩崎の政治学に関しては、先に検討したことがある。⁽¹⁾ここでは、戦間期に、時代状況が岩崎の思考にどのような影をおとしていたのかを整理しておきたい。岩崎は『国家現象の社会的理解』（弘文堂出版、一九四二年）にあつて、平静期における国家と激動期における国家と対比しつつ、整理分析した。社会情勢の変化により、国家の機能、形態がどのように変化していくのかという政治社会学的アプローチである。

「激動期的情勢に於ける国家威圧は、国民各自の意識中枢を刺激するが故に、各自は必然的に関心焦点を自我圏域より威圧の源泉たる国家の上に転移せしむる事と成り、漸次国家意識が自我意識を圧倒するに到る。」⁽²⁾

国家、全体を重視する傾向が出てくるのが、激動期の特色である。岩崎は、激動期における政治システムの特色を、以下のように叙述している。

「激動期に於ける国家威圧は、必ずしも平静期の場合に見るが如き実定法規を通じてのみ発現せず、寧ろ実定法規に拘束されざる大権の直接発動に依り又は立法院の干渉を受けざる行政処分を以て、作用するのが普通である。最も險悪なる激動期的情勢、例へば国家の興亡を賭したる戦争又は事変の如き場合には、国家指導の中枢に在る特定人の意志が直に国家意志たるの權威を認められ、其者の命令が立法議會の協賛を以て成立する実定法規と同一の効力を有する事もある。」⁽³⁾

具体例として、大日本帝国憲法第三一条の非常大権、ナチスの受権法、我が国の国家総動員法などがある。激動期の国家形態は、権力国家となる。

「峻厳なる国権の強化と人權の弱化とは、外の防衛と内の治安とを達成す可き緊急事態に当面せる国家として

は、自己の生存上止むを得ざる所である。此故に、平静期に於ける国家を法治国家の名にて形容したるに倣へば、激動期に於ける国家の性格は之を権力国家とも称し得るであらう。其処には法律に対する政治の優越がある。⁽⁴⁾ 権力国家にあつては、行政優位の傾向が顕著となる。

「権力国家が激動期に於ける国家の定型として認識せられるに伴ひ、其威力を失墜するは立法府たる議會であり、之と反比例に其勢威を高めるは行政府たる政府である。∴ 国策の決定と遂行とは議會を素通りして直接政府の主腦者に依りてのみ為される。⁽⁵⁾」

内務、財務、司法部門が激動期にあつて、積極的な役割を果たしていく。

「国難の到来は、平常時の凡ゆる因習を打破して適材適所主義に基く人材の動員を敢行する。激動期的情勢が国内治安を主因とする場合には、内務・財務・司法の局に当る政府主腦者の意志が重きを成し、外交上の難件に因る場合には外務当局者の意見が重きを置かれ、戦争又は之に準ず可き事変に依り惹起されたる場合には軍事当局者に依る発言が圧倒的に威力を加へる。⁽⁶⁾」

激動期には、少数者支配が徹底化していく。

「激動期にては情勢の險悪化に伴ひ、多数者の協議により少数者の協議に、又細目に関する協議より大綱に就ての協議に移り、最大の国難に遭遇したる場合には、政権の中枢に立つ一政治家又は一軍人の独裁に依り国策の大綱が決定せられる。⁽⁷⁾」

大多数の国民は、国策に協力しなければならぬ。

「激動期に於ける権力国家にては、国民各自の生命・身体・自由・財産は国家の名に依る命令一下徴用せられ、

国民各自は、困難打破をめざす国家よりの凡ゆる威圧を甘受し協力の実をあぐる事が、要請せられて⁽⁸⁾いる。」
激動期には、国民は素直に愛国の情や国策への協力をしていくものである。

「国難に際しては上下一致殉国の至情に燃える国民を有するものである。従つて、有識者又は学者の一部が、戦争其他の国家的危機の到来を目して、一国為政者の野望遂行の為に国民の膏血を犠牲とする政治手段なりと評し、又無産階級の剰余価値を搾取する為に企てられたる一種の帝国主義戦争なりと認め、更に又国難其他の激動的名辞を以て愛国心を鼓舞する事に依り国民の政府監視の眼を国外関係に逸らしめて失政を覆はんとする策略なりと言ふが如きは、国家政治の一面に触れたる所なきに非ざるも、全体としては激動期的情勢に於ける国民の運命的一体感と実践とを真に理解せざるものである。而も、一国の興廃を賭する大事変に際会せる国家の政策を、該国家の保護下に晏如たる一部有識者が、第三者の如き態度を持しつつ冷静に批評しつつありしに拘らず、一度戦禍のなかに全生命を暴露するや否や、過去に抱懐せし自己思想の観念性を悟り、熱烈なる愛国殉公の士に転向せる実例は、余りに多く人々の目撃する所である。国家の運命的実在に關する一部有識者の見解が斯くも鮮明に転向するは、有識者自身の自発的思想清算にのみ因るものに非ず、国権に依る弾圧に屈從したる結果のみにも非らず、實に社会情勢が平静期より激動期に転形したるに随伴したる結果に外ならない。」⁽⁹⁾

国民は運命共同体であり、国民は国家と一如の關係にある。

「国家の防衛に於てこそ、運命的実在としての国家の姿は最もよく眺められ、又国民の運命的一体感即ち『死なば諸共』との悲壮なる感情と決意とが見られるのである。国家と死生を共にする覚悟と実践とが、運命的実在としての国家と国民との一体關係であり、茲に国家生活の中核がある。」⁽¹⁰⁾

血と肉の共同体＝国家のために国民は全身全霊をこめてつくしていかなければならないとする。

「国土は単なる土地にも非らず、私有地にもあらず、国法上の領土にも非らず、全く愛慕の対象たる『故国の肉』である。其一片だに毀損を許さざるものである。国民は単なる人間にも非らず、人權の主体にも非らず、国法上の国民にも非らず『故国の血』として結んで解けざる同胞である。：国民は又他面にて個人的利害に動く打算人として非らず、国法に依り与へられたる公民としてあらず、全く『故国の神経』たる同志として、運命的實在たる国家の生存との発展との為に微衷を捧げるのである。茲に総合的存在としての運命国家の真姿がある。」⁽¹¹⁾

多元的国家論や政治過程論の先駆的な研究者であった岩崎ではあったが、戦局の推移とともに国家高揚の論調が垣間見られた。さらに、以前に検討したことがあるが、岩崎は政治過程論の観点から日本の政治分析をしていた。

たとえば、岩崎は“The Working Forces in Japanese Politics, 1921”では、天皇、元老、貴族、官僚、軍部、政党、資本家、労働者の八のグループが互いに交錯、相互作用し政治過程を織り成していると考察していた。『社会統制理論の研究』（日本評論社、一九三二年）にあつては、元老、華族、官僚、軍閥、政党、資本家の六のグループが主要な団体と変わつている。⁽¹²⁾つまり、天皇をあげることと不敬罪にとわれかねないことから削除したものといえよう。さらに、労働者に関しては赤化思想と関連があるとのそしりを免れない危惧があり削除したといえよう。ここにあって、国体明徴の影響が一政治学徒の基本的な見解すら公言できなくなりつつある当時の政治状況がうかがい知れるところである。

- (1) 拙著『多元的国家論の展開』法律文化社 一九九九年 参照。
- (2) 岩崎卯一『国家現象の社会的理解』弘文堂出版 一九四二年 一四〇頁。
- (3) 同上 一四〇―一四一頁。
- (4) 同上 一四三頁。
- (5) 同上 一四三頁。
- (6) 同上 一四五頁。
- (7) 同上 一四五頁。
- (8) 同上 一四五頁。
- (9) 同上 一五一―一五二頁。
- (10) 同上 一五四頁。
- (11) 同上 一五四頁。
- (12) 拙著『多元的国家論の展開』二〇七―二〇八頁。